

板橋区就学援助費支給要綱

(昭和 59 年 4 月 1 日教育長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づき、経済的理由のため就学が困難な児童、生徒又は就学予定者（以下、「児童・生徒等」という。）の保護者に対して板橋区が実施する就学に必要な学用品の購入等に係る援助費（以下「援助費」という。）の支給に関して必要な事項を定める。

(定義)

第 1 条の 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 板橋区に住所を有し、学校教育法第 1 条に規定する国立又は公立の小学校又は義務教育学校に就学する児童をいう。
- (2) 生徒 板橋区に住所を有し、学校教育法第 1 条に規定する国立又は公立の中学校、義務教育学校又は中等教育学校前期課程に就学する生徒をいう。
- (3) 就学予定者 板橋区に住所を有し、学校教育法施行令第 5 条第 1 項に規定する就学予定者をいう。
- (4) 保護者 学校教育法第 16 条に基づき、児童・生徒等に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(援助費の支給を受けることができる者)

第 2 条 援助費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかに該当する保護者であって、当該児童・生徒等の就学にあたり援助費の支給を必要とするものとする。ただし、他の市区町村で同種の援助を受けている者又は援助を受けることができる者を除く。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者のうち、教育扶助を受けている者及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設に入所し、生活保護法に規定する教育扶助に相当する措置費の支給を受けている者（以下「要保護者」という。）
- (2) 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する保護を必要とする者のうち、教育扶助を受けていない者及び教育委員会が別表第一に規定する認定基準（以下「認定基準」という。）に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると認定した者（以下「準要保護者」という。）

(援助費の区分等)

第 3 条 援助費の項目（以下「援助費目」という。）、並びに援助費目ごとの支給内容、支給対象者及び支給時期（以下「支給内訳」という。）は、別表第二に規定するとおりとする。

- 2 援助費目毎の支給額は、予算の範囲内において、教育長が定める額とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、教育長は、特に必要があると認める場合は、支給内訳及び支給額を別に定めることができる。

(受給希望の調査等)

第 4 条 教育委員会は、毎年度（会計年度とする。以下同じ。）の最初の月に、学校長を通じ板橋区立の小中学校に通学する児童又は生徒の保護者全員に対して、就学援助の主旨、支給対象者及び受給手続等を記載した案内文書を配付し、併せて援助費の受給希望の有無を調査（以下「受給希望調査」という。）するものとする。

- 2 受給希望調査の様式（以下「受給希望調書（受給申請書）」という。）は、別途取扱基準で定める。

3 教育委員会は、受給希望調査において援助費の受給を希望する保護者に対して、次条各項に定める受給申請の手順等について、学校長に適切な指導をさせるものとする。

(援助費受給申請)

第5条 援助費の支給を受けようとする保護者は、教育委員会に申請（以下「受給申請」という。）し、その判定を受けなければならない。

2 受給申請は、板橋区立の小中学校に通学する児童又は生徒の保護者は、「受給希望調書（受給申請書）」を、板橋区立以外の小中学校に通学する児童又は生徒の保護者は、就学援助費受給申請書（以下「受給申請書」という。様式は別途取扱基準で定める。）を、教育委員会に提出して行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次条第1項の判定により援助費の支給が決定し、現に支給を受けている者（以下「受給者」という。）が引き続き受給を希望し、受給希望調書の提出によりその意思を示したときは、これをもって、受給申請があったものとみなす。

4 受給申請（前項の規定により申請があったものとみなすもの（以下「みなし申請」という。）を含む。以下同じ。）にあたり、保護者は、援助費の支給に伴う請求及び受領の権限（小学校への就学予定者の保護者にあつては、当該就学予定者の就学後の援助費の支給に伴う請求及び受領の権限）を、当該保護者の児童・生徒が通学する学校の学校長に委任するものとする。

5 受給申請にあたり、保護者は、教育委員会が行う次のいずれの事項にも同意するものとする。

- (1) 次条第1項の判定のために板橋区が保有する当該保護者の世帯状況及び課税状況を利用すること。
- (2) 個人情報板橋区電子計算組織に記録すること。
- (3) 転出に際し転出先の属する地方自治体からの照会に回答すること。

6 教育委員会は、小学校への就学予定者を支給対象とする援助費の支給にあたり、当該就学予定者の保護者が受給申請すべき期間を別途定めるものとする。

(判定)

第6条 教育委員会は、受給申請があった場合は、当該申請者に係る書類の審査及び必要な調査により、第2条に定める援助費の支給対象者であるかどうかについて判定を行い、次の各号に掲げる結果に応じて、当該各号に定める通知を、学校長等を通じて申請者宛に交付するものとする。

- (1) 受給者として認定する場合
認定通知（様式は別途取扱基準で定める。）
- (2) 受給者として認定しない場合
否決通知（様式は別途取扱基準で定める。）
- (3) 決定を保留する場合
保留通知（様式は別途取扱基準で定める。）

2 前条第5項第1号の規定により利用する世帯状況及び課税状況に必要な情報が存在しないとき、又は添付書類の不備等により判定できない場合は、教育委員会は、当該申請者にその旨を通知するとともに、書類提出その他必要な手続きを指示し、これに従わない場合は申請を辞退したとみなすことができる。

(認定期間)

第7条 受給者の認定期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 4月1日から6月末日までに認定された場合
認定された日の属する月の1日から直近の6月末日まで。
- (2) 7月1日から3月末日までに認定された場合

認定された日の属する月の1日から翌年度の6月末日まで。ただし、受給者の生徒が中学校3年生である場合は、当該年度の3月31日まで。

- 2 否決の決定を受けた者又は決定を保留された者からの特別な事情による申立てにより、受給者であることが認められる場合には、前項の規定による認定を開始すべき月から認定するものとする。

(援助費の支給方法)

第8条 教育委員会は、受給者の指定した金融機関の預金口座に、援助費（医療費を除く。）を直接口座振替により支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、援助費について、請求、受領、返納及び学校給食会計への繰入れ等につき、第5条第4項により委任を受けた学校長に交付することができる。

(医療券の交付等)

第9条 援助費のうち医療費については、次の各号に定めるところにより支給するものとする。

- (1) 医療費の支給を受けようとする受給者は板橋区就学援助医療費申請書（様式は別途取扱基準で定める。）を教育委員会へ提出しなければならない。
 - (2) 教育委員会は、受給者の申請に基づき、要・準要保護児童生徒医療券（以下「医療券」という。様式は別途取扱基準で定める。）を交付するものとする。

ただし、受給申請を行っている者が4月から6月までの間、医療費の立替払いを希望する場合は、医療費立替申請書（様式は別途取扱基準で定める。）を教育委員会に提出し、医療券の交付を受けなければならない。
 - (3) 医療券の交付を受けた者は、医療機関にその医療券を提出して、当該治療を必要とする児童・生徒に治療を受けさせることができる。
 - (4) 前号の規定による治療を実施した医療機関は、要・準要保護児童生徒医療費請求書（以下「医療費請求書」という。様式は別途取扱基準で定める。）を作成し、教育委員会に請求するものとする。
 - (5) 教育委員会は、前号の規定により請求を受けた医療費を受給者に代わって医療機関に支払うものとする。
- 2 教育委員会は医療費の支払い後、学校長へ医療券（学校控）を送付するものとする。学校長は、要・準要保護児童生徒医療券交付整理簿（様式は別途取扱基準で定める。）を備え置き、教育委員会から送付される医療券（学校控）により確認し、年度ごとに整理保管するものとする。
 - 3 教育委員会は、第1項の規定により医療費請求書を作成する医療機関に対し、医療費請求書（医療機関控）を相当の期間整理保管するよう指導するものとする。

(保護者への周知)

第10条 教育委員会は学校長等を通じ、受給者に対して、援助費の支給方法及び支給内容を周知するものとする。

(世帯状況の変更等)

第11条 受給者は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合は、遅滞なく教育委員会に届けなければならない。

- (1) 住所又は氏名に変更があったとき。
- (2) 準要保護者につき、認定の対象となった所得額（認定基準に定める所得額をいう。以下同じ。）に変更があったとき。
- (3) 生活保護法に基づく保護の開始又は廃止があったとき。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、援助費の受給申請書の記載内容に変更があったとき。
- 2 前項各号の事由のうち、受給者の属する世帯状況に変更があった場合は、教育委員会は当該受給者に対し、受給申請の再申請その他必要な手続きを指示するものとする。
- 3 前項の場合において、世帯状況の変更に伴い、所得額を確認することができないときは、教育委員会は、当該受給者の援助費の支給を一時停止することができる。

(認定の取消)

第12条 教育委員会は、受給者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、受給者としての認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くことになったとき。
- (2) 不正の手段により援助費の支給を受けたとき。
- 2 前項の場合において、教育委員会は、当該受給者に対し、就学援助資格喪失通知書（様式は別途取扱基準で定める。）によりその旨を通知するものとする。
- 3 前項にかかわらず、第1項第1号の事由のうち、受給者が板橋区外に転出した場合については、就学援助費の支給終了のお知らせ（様式は別途取扱基準で定める。）によりその旨を通知するものとする。

(援助費の返還)

第13条 受給者は、援助費の支給を受けた後、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、既に受給した援助費の全部又は一部を遅滞なく返還しなければならない。

- (1) 前条の規定により受給者としての認定が取り消されたとき。
- (2) 受給者の児童・生徒等が長期欠席、行事不参加等により援助費を使用しなかったとき。
- (3) 第9条第1項第2号ただし書きによる医療券の交付を受けた者が受給者と認められないとき。
- 2 前項の場合において、教育委員会は当該受給者に対し、期限を定め、就学援助費返還命令書（様式は別途取扱基準で定める。）によりその旨を通知するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、学務課長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助要綱（昭和56年4月10日教育長決裁）、就学援助事務処理要領（昭和56年4月10日教育長決裁）、学校給食扶助費事務処理要領（昭和56年4月10日教育長決裁）、医療扶助費事務処理要領（昭和56年4月10日教育長決裁）は昭和59年3月31日限り廃止する。ただし、すでに要保護者又は準要保護者として認定されている者については、この要綱により認定されたものとみなし、仮認定の対象とすることができる。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、すでに要保護者又は準要保護者として認定されている者については、改正後の第2条の規定にかかわらず、昭和60年6月30日まで、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年2月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

2 ただし平成28年3月時点で要保護者又は準要保護者として認定されている者については、この要綱により認定されたものとみなし、平成28年6月まで要保護者又は準要保護者の認定者とすることができる。

付 則

この要綱は、平成30年10月25日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

2 ただし令和2年3月時点で、対象となる児童が小学校6年生である受給者については、この要綱により認定されたものとみなし、令和2年6月まで受給者とすることができる。

付 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 ただし、適用する所得額が令和元年の場合は、改正後の別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

準要保護認定基準

児童・生徒等が属する世帯の前年（ただし、認定を受けようとする期間が1月1日から6月末日の場合は前々年）の所得額（注1）の合計が、生活保護法第8条の規定に準拠して、次の算式により算定した額以下である者。ただし、資産を形成するうえで一時的に所得額が低下した状態にある者等、準要保護者として認定することが著しく不相当と認められる者を除く。

$$\begin{aligned} & \left[\text{生活扶助（1類、2類）} + \text{期末一時扶助} + \text{教育扶助（基準額、教材費、学習支援費）} \right] \\ & \times 1.26 + \left[\text{教育扶助（給食実費額）} \right] + \text{住宅扶助（特別基準知事承認の6人以上世帯支給額）} \end{aligned}$$

（注1）総所得金額等（地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第2項に規定する総所得金額に退職所得金額、山林所得金額及び申告分離課税の所得がある場合にはそれらの所得金額を加算した金額）から、給与所得、公的年金等のいずれかがある者に限り10万円（当該給与所得、公的年金等の合計金額が10万円に満たない場合はその合計額）を控除した金額

（注2）生活保護基準額は、前年12月末日現在を使用し、当該年度の認定を行う。ただし平成26年度以降当分の間については平成25年7月末日現在の生活保護基準額を使用し、当該年度の認定を行う。

特別の事情により、現年度において生活の困窮をきたしている者。

別表第二（第3条関係）

支給対象者 援助品目	要保護者	準要保護者	支給時期
修学旅行費	小学校 6年 中学校 3年	小学校 6年 中学校 3年	5月以降随時
修学旅行支度金		小学校 6年 中学校 3年	5月以降随時
学用品費		小学校 全学年 中学校 全学年	年3回学期終了後
オンライン 学習通信費		小学校 全学年 中学校 全学年	年3回学期終了後
入学準備金 (小学校)		小学校 就学予定者(2月に受給資格があり、翌年度板橋区に居住し公立小学校へ入学する予定の者) 小学校 1年(ただし、4月に受給資格があり、小学校入学前に未支給の者のみ)	2月以降随時 7月以降随時
入学準備金 (中学校)		小学校 6年(2月に受給資格があり、翌年度板橋区に居住し公立中学校へ入学する者) 中学校 1年(ただし、4月に受給資格があり、小学校6年時未支給の者のみ)	2月以降随時 7月以降随時
学校行事費	小学校 全学年 中学校 全学年	小学校 全学年 中学校 全学年	年3回学期終了後
通学費		小学校 全学年 中学校 全学年 (ただし、特別支援学級(固定)在籍者、特別支援学級(情緒・聴覚・言語)通級者、日本語学級通級者のみ)	11月 3月
宿泊施設費	小学校 実施学年 中学校 1年又は2年	小学校 実施学年 中学校 1年又は2年	7月以降随時
学校給食費		小学校 全学年 中学校 全学年	毎月
移動教室費	小学校 5年(特別支援学級(固定)在籍者は、5年及び6年) 中学校 1年又は2年	小学校 5年(特別支援学級(固定)在籍者は、5年及び6年) 中学校 1年又は2年	7月以降随時
医療費	小学校 全学年 中学校 全学年	小学校 全学年 中学校 全学年	毎月
体育実技用具費		小学校 全学年 中学校 全学年	11月以降随時
卒業アルバム購入費	小学校 6年 中学校 3年 (ただし、3月に受給資格のある者のみ)	小学校 6年 中学校 3年 (ただし、3月に受給資格のある者のみ)	3月

(支給内容)

- 1 修学旅行費 児童生徒が小学校又は中学校で、それぞれ1回参加する修学旅行の経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科、しおり代、記念写真、旅行傷害保険料等の参加者が共通して負担する経費
- 2 修学旅行支度金 1の修学旅行費以外の経費で、児童生徒が修学旅行参加に際し、個人的に必要とする経費
- 3 学用品費 児童生徒が学校における学習に必要とする個人所有の学用品（実験・実習材料費を含む）に要する経費及び通学するために必要とする通学用靴、上履き等に要する経費
- 4 オンライン学習通信費 児童生徒が区から配付された端末を家庭でオンライン学習に使用するための通信に係る経費
- 5 入学準備金 新たに小学校又は中学校に入学する児童生徒（第1学年の者に限る）が、新入学に当たって必要なランドセル（カバン）、通学服等に要する経費
- 6 学校行事費 児童生徒が参加する全ての学校行事及び特別活動のうち、宿泊を伴わないものに要する経費
- 7 通学費 特別支援学級（固定）在籍者及び特別支援学級（情緒・聴覚・言語）通級者並びに日本語学級通級者が、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（定期券等）に要する経費
- 8 宿泊施設費 児童生徒が学校で実施する行事（林間、臨海、スキー教室）に参加するために、直接必要な交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、旅行傷害保険料等に要する経費
- 9 学校給食費 学校給食において、児童生徒が実際に食する食材料費に要する経費
- 10 移動教室費 児童生徒が移動教室（教室内授業の延長として、教室を校外に移し宿泊して行う学校行事をいう。）に参加するために、直接必要な交通費、宿泊費、行事費、見学科、写真代、旅行傷害保険料等に要する経費
- 11 医療費 児童生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療のために要する経費
- 12 体育実技用具費 小学校又は中学校の体育の授業の実施に必要な実技用具（柔道、剣道、スキー、スケートの用具をいう。）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、小学校にあつては第1学年から第3学年まで、及び第4学年から第6学年まで、中学校にあつては第1学年から第3学年までのそれぞれの期間ごとに、一つの用具を購入するために必要な経費（小学校には柔道、剣道用具は給与できない。）
- 13 卒業アルバム購入費 児童生徒が、それぞれの学校を卒業するにあたって作成する記念アルバム購入に要する経費